

令和6年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本県の関係人口の創出を図り、将来的な移住に繋げるためには、地域の魅力を高め、県外の方が地域に関わるための機会を提供することが重要である。

このため、本事業において、地域のヒト（キーパーソン）・モノ（商品等）・コト（行事等）を介した地域コミュニティ等への参画や、現地滞在を通じた地域理解の醸成を図ることを目的に、福島との多様な関わりを案内するWebサイトの運営や、地域のキーパーソンとの交流による関係性の深化を図る。

また、モデル地域を設定し、一定期間滞在するお試し移住を通じて、行政等による既存の移住施策を活用しながら、地域住民や関係機関とつながる機会を提供し、移住までの具体的なロードマップづくりを促進する。

これらの事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度ふくしまとのつながり深化事業業務

(2) 業務の仕様等

別記1「令和6年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 委託契約額の上限

13,201,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）（以下「事務局」という。）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課（担当：神田）

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-8023

メールアドレス fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp

4 スケジュール（予定）

項目	日程
募集公告	令和6年3月12日（火）
質問受付期限	令和6年3月18日（月）午後5時
参加表明書提出期限	令和6年3月22日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年3月25日（月）午後5時
審査会（書面審査）	令和6年3月26日（火）予定
審査結果の通知	令和6年3月28日（木）以降
契約締結	令和6年4月上旬予定

5 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 事業実施地域内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (6) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり「質問書（第 1 号様式）」を提出することができる。

- (1) 受付期限
令和 6 年 3 月 18 日（月）午後 5 時（必着）
- (2) 提出方法
ふくしまぐらし推進課へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】令和 6 年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託」とすること。
送付先：fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、随時、ふくしまぐらし推進課ホームページに掲載します。
なお、質問者名は公表しません。

7 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザル参加者は、「令和 6 年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託公募型プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）」を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法
ふくしまぐらし推進課へ電子メール、郵送又は持参により提出すること。
※持参の場合は、県庁開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
ただし、提出期限当日は午後 5 時までとする。
- (3) その他
参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行ったうえで、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月25日(月) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出すること。

ア 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

ただし、提出期限当日は午後5時までとします。

イ 郵送する場合は、郵便書留等の配達状況が確認できる方法により、提出期限までに到着するように送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表(A4版両面、任意様式)

イ 見積書(A4版、任意様式)

※見積もりの総額及び内訳について記載すること。

※見積もりにかかる消費税及び地方消費税を明記すること。

ウ 会社概要(第3号様式)

エ 業務実施体制書(第4号様式)

オ 担当者経歴書(第5号様式)

(4) 提出部数

正本1部、副本4部

9 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

(2) 企画提案書は、仕様書(案)「6 委託業務の内容(1)～(8)」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。

(3) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。

(4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

10 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

審査会で提出された企画提案書等の書面審査を行い、契約候補者を選定します。

(プレゼンテーションは実施しません。)

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
事業目的の理解度	・事業の実施により、移住希望者等と地域のつながりを構築する具体的な提案がなされているか。 ・事業の実施により、本県の関係人口の創出・拡大・深化に寄与することが期待できるか。	10点
企画提案内容の計画性・実現可能性	サイトについて、必要なコンテンツが組み込まれており、ユーザーの具体的な行動を喚起するカテゴリ分けや工夫がなされているか。	10点

企画提案内容の計画性・実現可能性	SNSライブ配信のキーパーソン及びファシリテーターが具体的に提案されており、ライブ配信の実施により視聴者の応援行動の促進が期待できる内容になっているか。	5点
	SNSライブ配信の内容について、キーパーソンの人選と併せて、視聴者の応援行動等の促進が期待されるものになっているか。	10点
	「お試し移住村」について、地域特性等を考慮して選定されており、それぞれの地域に適切な「村の案内人」が提案されているか。	10点
	お試し移住における体験コンテンツについて、エリアごとに具体的な提案がなされており、実現可能性が考慮されているか。	10点
	お試し移住の体験コンテンツについて、地域等と交流する要素が含まれており、コミュニティ参画につながる工夫がなされているか。	10点
	事業参加者を募集するにあたって、効果的な広告媒体や優良なサイトデザインが提案されているか。	10点
運営能力その他	事業参加者が事業の後も、地域等とのつながりを継続的に維持するためのフォローアップ体制や仕組みが提案されているか。	20点
	事業実施にあたり、必要な人員や現地対応にかかる体制が確保されているか。	
	事業を円滑に進めていくため、適切な実施スケジュールが想定されているか。	
経費	企画内容に対して妥当な見積額か。	5点

各審査員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案事業者は契約候補者とししない。

(3) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。
 契約候補者名及び本プロポーザル参加者の評点は県ホームページで公表する。
 なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。
 また、審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

1.1 契約の締結

- (1) 選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もある。
 また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議のうえ、契約を締結する。

1.2 留意事項

- (1) 本事業は、福島県議会における令和6年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。
- (2) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (5) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (6) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (8) 失格事項
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
 - エ 参加資格を満たさなくなった場合
- (9) 本事業は、福島特定原子力施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。